



令和7年度「外国人材定着支援補助金」の募集を開始します！

県内の外国人材(技能実習生及び特定技能外国人に限る)の就労環境整備やコミュニケーション促進等を目的とする外国人材定着支援補助金の募集を開始します。

1. 申請受付期間

令和7年5月1日から令和7年11月28日まで

※事業対象期間:交付決定日から令和7年12月30日まで

2. 概要

補助対象者:①外国人材(技能実習生及び特定技能外国人に限る)を受け入れている、又は事業完了までに新たに雇用する具体的な計画がある県内中小企業等(介護・看護分野を除く)

②県内に主たる事務所を有し、県内の事業所が受け入れている外国人技能実習生の監理事業を当該事務所において行う監理団体

補助対象経費:①ソフト事業・・・外国人材の日本語能力向上やコミュニケーションの促進に要する経費、外国人材のスキルアップ支援に要する経費

②ハード事業・・・外国人材のための就労環境・居住環境整備に要する経費

補助率:ソフト事業 1/2、ハード事業 1/3

補助上限額:中小企業等:50万円(ソフト事業とハード事業の合計額)

監理団体:20万円(ソフト事業)

※詳細は、島根県中小企業団体中央会へお問い合わせください。

島根県中小企業団体中央会 雇用対策課

島根県松江市母衣町55-4

TEL:0852-21-4809

島根創生計画

I 活力ある産業をつくる
3 人材の確保・育成
(1) 多様な就業の支援 (P.28)

【県 HP】

(島根創生を進めるための新規・拡充施策(令和7年度版))

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/yosan/yosanr7/r7gaivou.data/shinkikakujuR7.pdf>

(島根創生計画[第2期])

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/souseikeikaku2nd.pdf>

